

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年12月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	給復水系復水前置ろ過器（A・B）復水入口サンプリング元弁（2台）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	3号機	試料採取系復水脱塩装置金属採取ラック内の復水前置ろ過器（A）出口サンプリング弁等（4台）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	3号機	定期事業者検査のうち「プロセスモニタ機能検査」の検査要領書（「設定値確認検査」項目）に誤記が認められたため、当該要領書を改訂及び対応検討	D	
4	3号機	定期事業者検査のうち「監視機能健全性確認検査」の検査要領書（「設定値確認検査」項目）に誤記が認められたため、当該要領書を改訂及び対応検討	D	
5	3号機	主発電機励磁装置盤建屋換気空調系空調機（A）に異音の発生が認められたため、当該機を点検・修理	D	
6	3号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ出口圧力が正常であるにも関わらず、「スクリーン（B系）洗浄水圧低」の警報発生が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
7	6号機	タービン建屋換気空調系冷却装置膨張水タンク用液位スイッチ点検において、接断差に精度外が認められたため、当該スイッチを交換	D	
8	6号機	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量指示計及び記録計の指示値に相違が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
9	集中環境施設	洗濯廃液濃縮処理設備洗濯廃液濃縮器（A）入口流量調節弁点検において、弁体及び弁座シート部に摩耗が認められたため、当該弁を修理	D	
10	集中環境施設	保安用ディーゼル発電機点検において、空気溜め圧力計（2台）に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
11	その他	使用済燃料共用プール建屋輸送容器保管エリア監視用モニタカメラ（5台中1台）に動作不良（電源が入らない）が認められたため、当該カメラを修理	D	
12	その他	固体廃棄物貯蔵庫（第5棟）における搬出物品確認測定において、搬出基準汚染密度を超える物品（ドラム缶：4.8ベクレル/Cm ² ）が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	D	
13	その他	水処理設備冷凍乾燥機（A）入口制御用空気系エアフィルタ（A）自動ドレン弁にエアリーク（少量）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで